

事 務 連 絡
令和5年12月22日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度については、「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年6月7日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）等による連絡の通り、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）を構築し、住民・患者の利便性の向上を図ることとしています。あわせて、医療法第6条の3に基づき病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に義務付けられている医療機能情報の報告について、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用することとしています。

医療情報ネットによる住民・患者への情報提供開始は令和6年4月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和6年1月以降はG-MISにおいて行っていただく（※）こととなります。

G-MISによる医療機能情報の報告が円滑に実施されるよう、別添の内容について都道府県より病院等に周知を行っていますが、都道府県の指定する期日までに報告を完了することや、本制度に関する問合せは、これまで通り都道府県の問合せ窓口へ連絡すること等について適切なお対応をお願いしたく、貴会におかれましても、貴会会員に対する周知等、ご協力をお願いいたします。

（※）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。

（参考）

- ・「医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）」（令和5年6月7日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

以上

助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。医療情報ネットでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。
- また、各都道府県の医療機能情報提供サイトは令和6年4月に統合され、全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局を検索できるサイトになります。
- それに併せて皆様には、令和6年1月以降、医療機能情報に関する都道府県知事へのオンラインによる定期報告をG-MISで行っていただきます。

※G-MISを利用せず紙の報告書を都道府県に提出することによる報告も可能です。

	令和5年度						令和6年度						
	令和5年			令和6年									
	12月			1月	2月	3月	4月		5月				
G-MIS				令和5年度定期報告									
医療情報ネット										医療機能の情報提供			

令和6年4月1日より医療情報ネットでの住民・患者向けの情報提供を開始するため、都道府県の案内に従い、令和6年3月末までに報告完了をお願いします。

- 定期報告は、下記説明資料、操作マニュアルを参照しながら行っていただきます。

※G-MISを利用した報告にはG-MISアカウントが必要となります。都道府県からの指示に従い必要なアカウントの申請をお願いします。

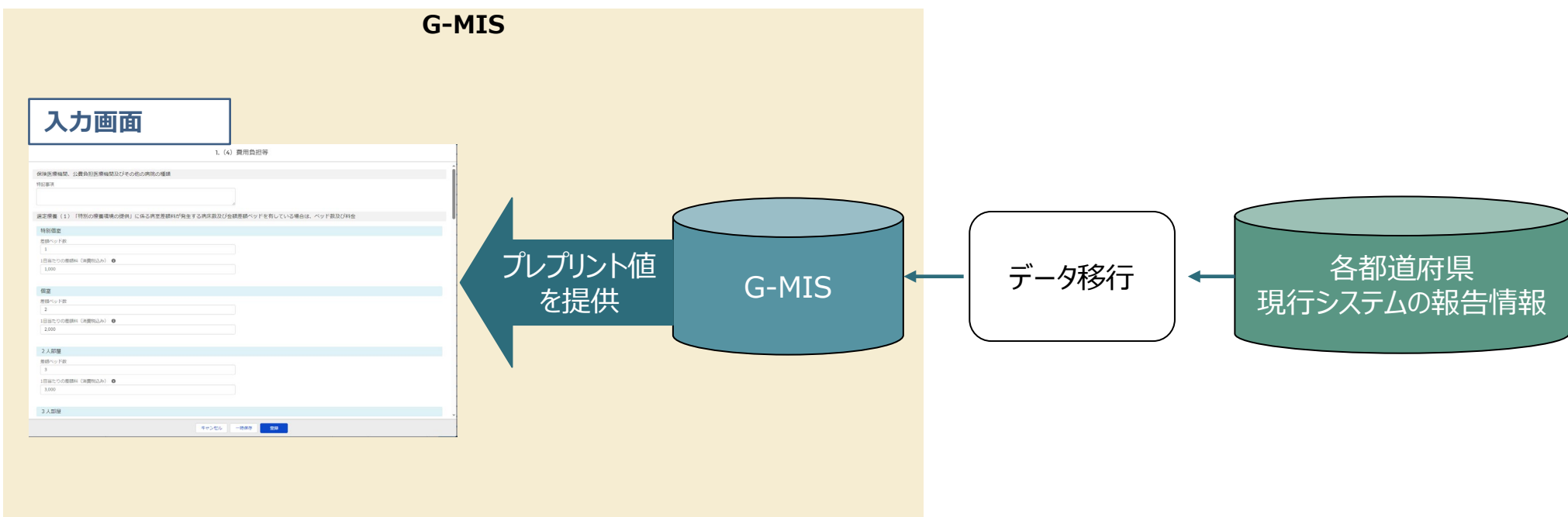
用途	参照資料
何を報告するか（What）	➤ 報告事項説明資料（厚生労働省から提供する報告事項説明資料を基に都道府県より提供）
どうやって報告するか（How）	➤ 各種G-MIS操作マニュアル（厚生労働省から提供する操作マニュアルを基に都道府県より提供）

助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- G-MISからオンラインによる定期報告を行う場合、プレプリント（入力画面に初期値としてセット）を行うことにより報告作業の負担軽減を図っています。

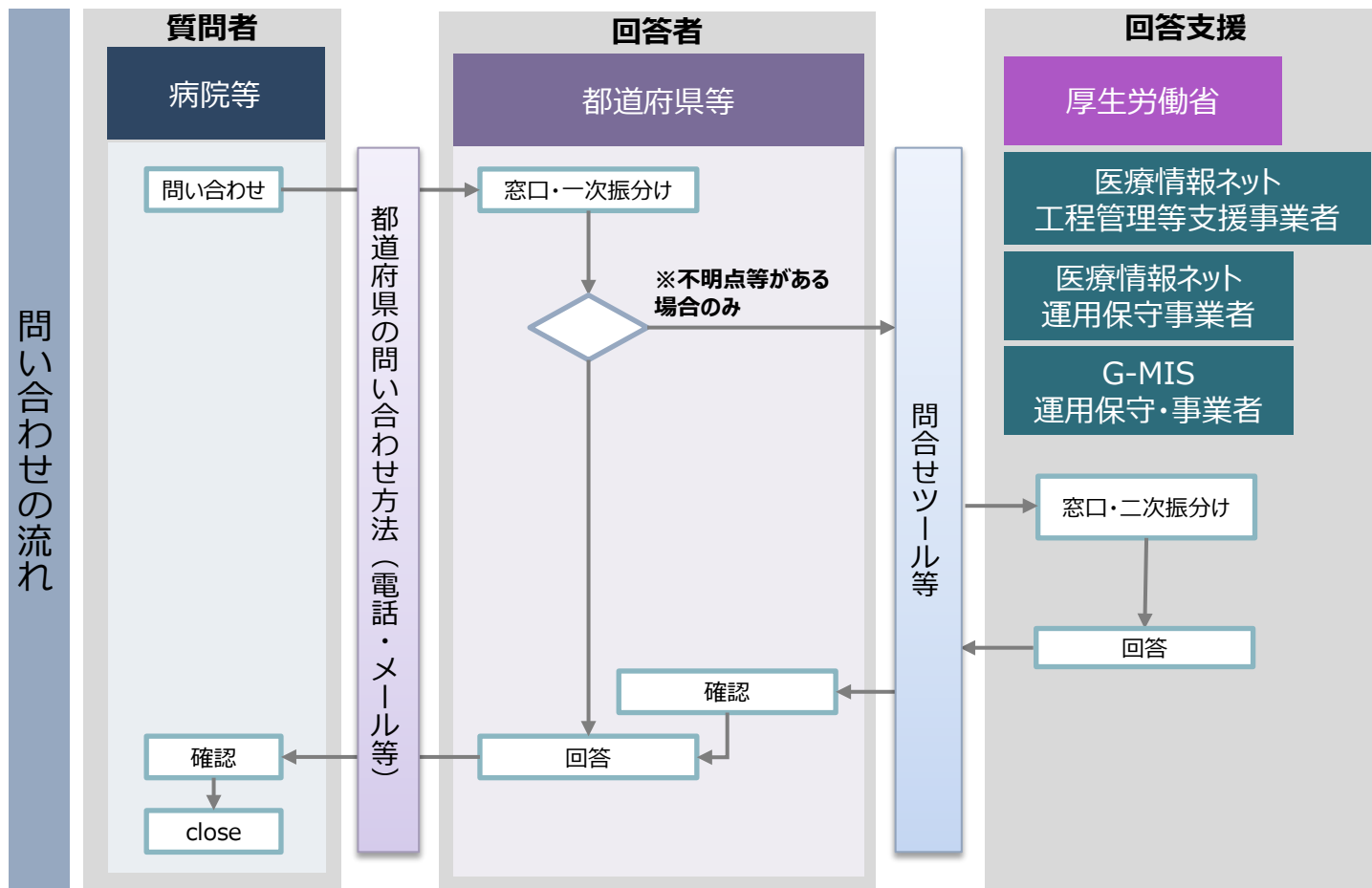
対象	負担軽減内容
全ての事項	▶ 都道府県の現行システムからのデータ移行により以前の報告情報がプレプリントされます。 ※現行システムからのデータ移行が困難等の理由によりプレプリントされない場合があります。



助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- 本制度に関する問合せは、これまで通り各都道府県の問合せ窓口へご連絡頂くようお願いいたします。厚生労働省は、都道府県の回答支援を実施します。
- 本制度に関する問合せについて、直接G-MIS事務局にご連絡されないようお願い申し上げます。



助産所の皆さまへ

～医療機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります～

- なお、令和6年1月以降の医療機能情報提供制度の定期報告時には下記の事項について注意をお願いします。システム実装が間に合っておらずご迷惑おかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。

助産所

- ① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における時間帯表記について

① 就業時間・外来受付時間・面会受付時間における時間帯表記について（対象機関：助産所）

- 助産所の「就業時間」における時間帯表記について、**実際の就業時間が午前／午後／夜間かの時間帯に関わらず「時間帯1」より左詰めで入力**ください。就業日にも関わらず**時間帯1に入力がない場合、エラー**となります。
- 助産所の「外来受付時間」「面会受付時間」についても、就業時間同様**「時間帯1」より左詰めで入力**ください。
- **公表の際には午前／午後／夜間は表示されません。**

【G-MIS報告ページ 1.(1) 基本情報（就業時間）】

1. (1) 基本情報（就業時間）

入力用画面

曜日	時間帯1 (午前)	時間帯2 (午後)	時間帯3 (夜間)
月	0900 ~ 1200	1300 ~	
水	1300 ~ 1700		
木	0900 ~ 1200	1300 ~ 1700	

「外来受付時間」「面会受付時間」も同様の時間帯表記のため、同じように入力の仕方を案内

入力画面上の時間帯表記（午前／午後／夜間）については無視し、「時間帯1」より入力する。

- 住民患者側への公表時には、助産所の就業時間の「時間帯1」～「時間帯3」における内容は**「就業時間帯1」～「就業時間帯3」欄に、それぞれ表示**されます。

【医療情報ネット 助産所の就業時間】

公表用画面

就業時間				
曜日	月	火	水	木
就業時間帯1	09:00-12:00	09:00-12:00	13:00-17:00	09:00-12:00
就業時間帯2	13:00-17:00	13:00-17:00	-	13:00-17:00
就業時間帯3	-	-	-	-

「外来受付時間」の場合「外来時間帯1」～「外来時間帯3」と表記

面会受付時間				
面会区分	面会なし			
曜日	月	火	水	木
面会時間	-	-	-	-

「面会受付時間」の場合、該当曜日の欄に「時間帯1」～「時間帯3」にあたる内容を3行で表記

事務連絡
令和5年6月7日

公益社団法人 日本助産師会 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の全国統一的な検索・情報提供サイトへの移行に係る
医療機関等情報支援システムの新規ユーザ登録申請について（依頼）

平素から医療機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別のご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本制度は、住民・患者等が助産所を含め、病院等の選択を適切に行うために必要な情報を提供することを目的として、平成19年4月から運用を開始しましたが、現状の課題として、都道府県ごとに情報提供サイトの機能や公表方法、公表情報の粒度が異なること等が指摘されています。また、病院等の報告負担の軽減、公表情報の正確性の確保等も求められているところです。

これらの課題への対応として、厚生労働省では、都道府県ごとに個別に運用されているシステムとそのデータを集約して、全国統一的な検索・情報提供サイト（以下「全国統一システム」という。）を構築し、利便性の向上を図ることとしています。また、全国統一システムでは、医療機能情報の報告に係る機能を医療機関等情報支援システム（G-MIS）が担います。G-MISを活用することで、他制度の報告との共通化が可能になり、病院等の報告負担の軽減が期待されます。

全国統一システムの住民・患者等への公開開始は令和6年4月の予定です。これに伴い、本制度に係る病院等からの報告については、令和6年1月以降はG-MISにおいて行っていただく（※1）こととなります。

このため、G-MISでの報告を予定している病院等に対するアカウントの発行作業を現在進めており、別添の「方法2」を選択した都道府県においては、本年4月から管内の病院等に対しG-MISの新規ユーザ登録申請をお願いしている（※2）ところです。

全国統一システムへの円滑な移行に向け、各都道府県の指定する期日までに適切なお対応をお願いしたく、貴会におかれましては、貴会会員等に対する周知等、ご協力をお願いいたします。

（※1）従来通り、調査票に記入する形での報告も可能。一方、全国統一システムへの移行後は一律にG-MISでの報告を求める予定の都道府県もある（各都道府県の方針は確認中）。

なお、インターネットに接続する環境がない等の理由によりユーザ登録することが困難な病院等に対して、各都道府県の方針を適切に案内する、又は問合せがあった場合に迅速に回答できる

ように準備することを都道府県に求めている（令和5年4月）。

（※2）既に G-MIS アカウントを持っている医療機関を含め全医療機関が対象。本年 11 月から順次、G-MIS アカウントが G-MIS 事務局から各医療機関に直接通知される予定。既に G-MIS アカウントを持っていた医療機関には、既存の G-MIS アカウントの確認が完了した旨が通知される予定。

以上

(別添) 病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

- 方法1 (※) は都道府県が保有するデータをまとめて厚生労働省に渡す (～8月) 方法であり、計13都道府県。方法2が現在、都道府県経由で個別医療機関に対応をお願いしている、G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いた方法 (～6月) であり、計34都道府県。

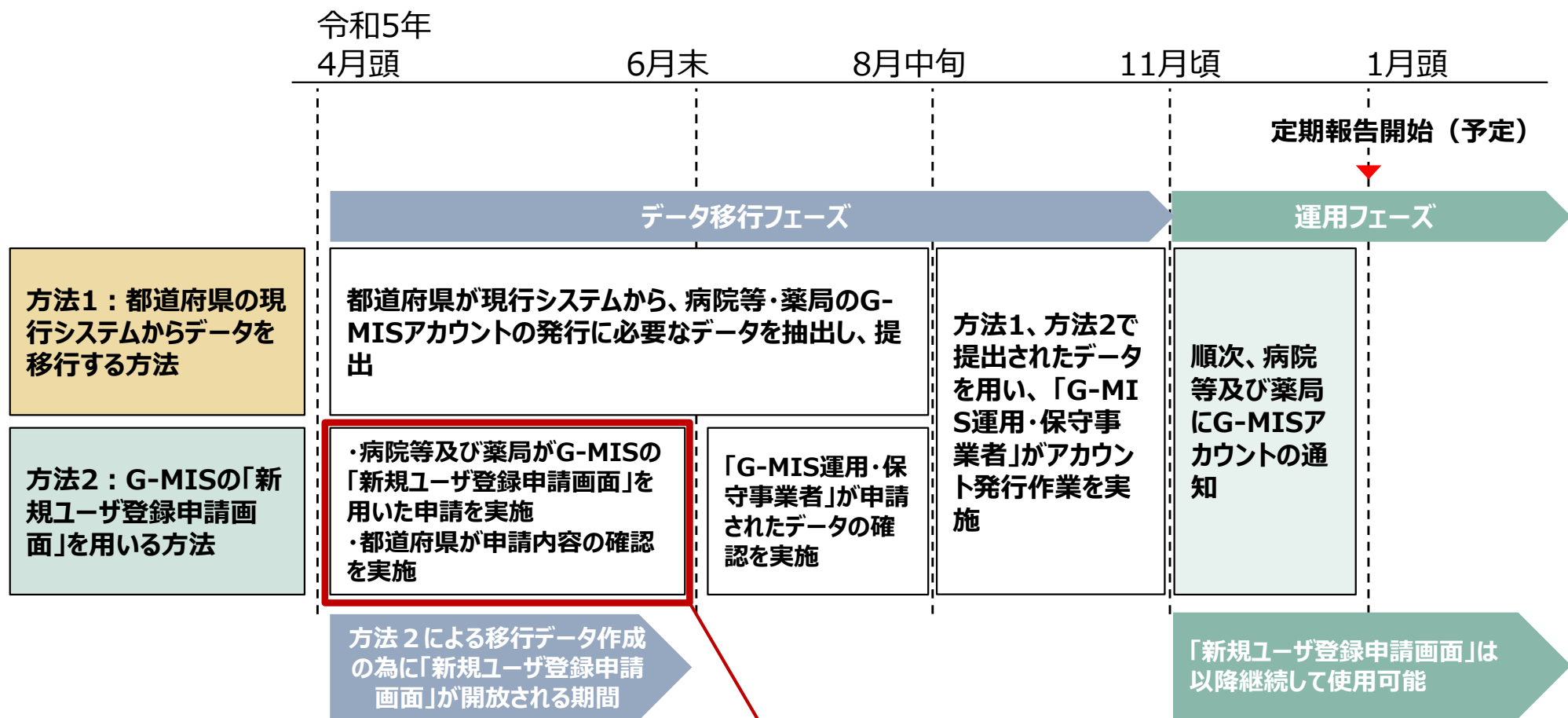
都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
01	北海道	方法2	方法2
02	青森県	方法2	方法2
03	岩手県	方法2	方法2
04	宮城県	方法2	方法1
05	秋田県	方法2	方法2
06	山形県	方法2	方法2
07	福島県	方法2	方法2
08	茨城県	方法1	方法1
09	栃木県	方法1	方法1
10	群馬県	方法2	方法2
11	埼玉県	方法1	方法1
12	千葉県	方法2	方法2
13	東京都	方法1	方法1
14	神奈川県	方法2	方法2
15	新潟県	方法2	方法2
16	富山県	方法1	方法1
17	石川県	方法2	方法2
18	福井県	方法2	方法2
19	山梨県	方法2	方法2
20	長野県	方法2	方法2
21	岐阜県	方法1	方法1
22	静岡県	方法1	方法1
23	愛知県	方法2	方法2

都道府県コード	都道府県名	医療機能情報提供制度	薬局機能情報提供制度
24	三重県	方法2	方法2
25	滋賀県	方法2	方法2
26	京都府	方法1	方法2
27	大阪府	方法2	方法2
28	兵庫県	方法2	方法2
29	奈良県	方法2	方法2
30	和歌山県	方法2	方法2
31	鳥取県	方法2	方法2
32	島根県	方法2	方法2
33	岡山県	方法1	方法1
34	広島県	方法2	方法2
35	山口県	方法2	方法2
36	徳島県	方法2	方法2
37	香川県	方法1	方法1
38	愛媛県	方法1	方法1
39	高知県	方法2	方法2
40	福岡県	方法2	方法2
41	佐賀県	方法2	方法2
42	長崎県	方法1	方法2
43	熊本県	方法2	方法2
44	大分県	方法1	方法1
45	宮崎県	方法2	方法1
46	鹿児島県	方法2	方法2
47	沖縄県	方法2	方法2

※各医療機関の担当者のメールアドレス等、G-MISアカウントの発行に必要な情報を既に都道府県が有している場合は、[方法1の選択が可能。](#)

病院等及び薬局へのG-MISアカウント発行について

○方法1（都道府県が現行システムからデータを移行する方法）、方法2（G-MISの「新規ユーザ登録申請画面」を用いる方法）のスケジュール



現在、都道府県経由で個別医療機関に対応をお願いしている